

## 山田学区社会福祉協議会会則

### (名称と所在地)

第1条 本会は、山田学区社会福祉協議会と称し、事務所を山田まちづくりセンター内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、草津市社会福祉協議会と連携を保ち、地域社会福祉の増進を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 高齢者福祉に関する事業
2. 障害者(児)福祉に関する事業
3. 児童福祉、母子(父子)福祉に関する事業
4. 戦没者遺族援助に関する事業
5. 共同募金運動及び年末助け合い運動協力に関する事業
6. その他本会の目的達成に必要な事業

### (会員)

第4条 本会の会員は、学区内の住民をもって構成する。

### (役員の構成)

第5条 本会に次の役員を置く

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会計 1名
4. 事務局長 1名
5. 監事 2名
6. 理事 若干名
7. 評議員 若干名

### (役員の選出)

第6条 会長、副会長、会計、事務局長及び監事は、会員の中から総会において選出する。

2. 理事は、学区内の町内会長のほか、別途定める者とする。
3. 評議員は、別に定める各種団体の代表をもって構成する。

### (役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ会長の指名した副会長が職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計を司る。
4. 事務局長は、本会の事務全般を司る。
5. 監事は、本会の会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。
6. 理事は、本会の総合的運営、企画等重要事項についての協議を行う。
7. 評議員は、総会において事案を審議し、事業遂行の諸活動を行う。

### (事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を山田まちづくりセンター内に置く。

2. 事務局に事務局員若干名を置き、事務局員は会長が委嘱する。

### (理事会)

第9条 理事会は、理事及び会長、副会長、会計、事務局長で構成する。

(委員会の設置)

第10条 本会に第3条の事業を推進するため、次の委員会を設けることができる。

2. 別に定める委員会
3. その他の委員会

(任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任したときは、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、任期満了後も新役員が決定するまでの間はその任務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第12条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 参与は、別に定める関係機関の長とする。
4. 顧問および参与は、必要に応じ、あるいは会長の求めに応じ、本会に助言を行う。

(福祉委員)

第13条 福祉委員は、各町内会から若干名を選出し、会長が委嘱する。

2. 会則第3条に基づく事業活動を行う。
3. 各町内の福祉に係る活動を推進する。

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、理事会、委員会及び本部会とし、会長が招集する。

2. 総会は、理事、評議員、第10条第2項の委員会の委員をもって構成する。  
開催は年1回とし、役員を選出 会則の改廃、事業計画、会計予算、事業報告、会計決算報告等、その他本会の運営に必要な事項について審議決定する。
3. 総会に議長を置く。議長はその都度、総会出席者の互選により選出する。
4. 総会は、過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、出席者の過半数により議決する。可否同数の時は議長がこれを決定する。
5. 理事会及び委員会は、随時必要に応じて開催することができる。  
理事会の議長は、学区社会福祉協議会会長が、委員会の議長はそれぞれの長がつとめるものとする。
6. 本部会は会長、副会長、会計、事務局長をもって構成する。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第17条 この会則についての細則を別に定める。

付 則

この会則は、昭和36年3月19日から施行する。

- 〃 平成18年5月20日一部改正、同日より施行する。
- 〃 平成26年4月26日一部改正、同27日より施行する。
- 〃 平成29年4月15日一部改正、同日から施行する。
- 〃 平成31年4月20日一部改正、同日施行する。
- 〃 令和 2年4月18日一部改正、同日施行する。